

新南陽市下水道事業受益者負担金に関する条例 (昭和48年4月1日新南陽市条例第4号)

最終改正:平成22年12月28日条例第31号

改正内容:平成22年12月28日条例第31号 [平成25年10月1日]

○新南陽市下水道事業受益者負担金に関する条例

昭和48年4月1日新南陽市条例第4号

改正

昭和48年新南陽市条例第25号
昭和51年新南陽市条例第30号
昭和56年新南陽市条例第18号
昭和60年新南陽市条例第14号
平成12年新南陽市条例第15号
平成22年12月28日条例第31号

新南陽市下水道事業受益者負担金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画事業として執行する下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部を充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第75条の規定に基づく受益者負担金について、必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は、使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃貸人をいう。

2 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(処理区域の公告)

第3条 管理者は、処理区域を定めたときは、速やかにその名称、区域及び地積を公告するものとする。

(受益者の負担金の額)

第4条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が次条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内のものの面積に1平方メートル当たり300円を乗じて得た額とする。

(賦課対象区域の決定)

第5条 管理者は、毎年度の当初に当該年度内に事業を施行することを予定し、かつ負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

(負担金の賦課及び徴収)

第6条 管理者は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 前項の負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができない。

3 管理者は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に、通知しなければならない。

4 負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

(負担金の徴収猶予)

第7条 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

(1) 受益者の土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。

(2) 受益者が、災害、盗難その他事故が生じたことにより、当該負担金を納付することが困難であるため、徴収猶予することがやむを得ないと認められるとき。

(負担金の減免)

第8条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

2 管理者は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公用し、又は供することを予定している土地に係る受益者

(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者

(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者

(4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

(5) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者(受益者に変更があった場合の取扱い)

第9条 第5条の公告の日の後、受益者の変更があった場合において当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出し、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第6条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期にいたっているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(督促手数料)

第10条 管理者は、法第75条第3項の規定による督促状を発した場合には、当該督促状1通につき100円の督促手数料を徴収するものとする。

(延滞金)

第11条 管理者は、第6条第3項に規定する納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、法第75条第4項の規定に基づき年14.5パーセント(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.2%)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

2 延滞金の額を計算する場合においては、その計算の基礎となる負担金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てる。

(督促手数料及び延滞金の減免)

第12条 管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、督促手数料及び延滞金を減免することができる。

(その他)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例の施行期日は、公布の日から起算して1年をこえない範囲内で規則で定める。

(昭和49年規則第13号で昭和49年3月1日から施行)

附 則 (昭和48年新南陽市条例第25号)

この条例の施行期日は、公布の日から起算して4ヶ月をこえない範囲内で規則で定める。

(昭和49年規則第13号で昭和49年3月1日から施行)

附 則 (昭和51年新南陽市条例第30号)

この条例は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則 (昭和56年新南陽市条例第18号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年新南陽市条例第14号)

この条例は、昭和60年7月10日から施行する。

附 則 (平成12年新南陽市条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の新南陽市下水道事業受益者負担金に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第3条第2項の規定により公告した負担区に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条の規定に基づく受益者負担金(以下「負担金」という。)の賦課及び徴収、延滞金の徴収その他の取扱い(負担金の精算を除く。)については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に改正前の条例の規定により徴収された負担金及び前項の規定により徴収される負担金については、改正前の条例第13条の規定による精算は行わないものとする。

附 則 (平成22年12月28日条例第31号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。
